

蓄電池保守記録書に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

蓄電池保守記録書に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E18 においては、船舶の正常な航行のために必要な電気設備及び非常電気設備に用いられる蓄電池について、設置場所、製造日、有効期限等の必要事項を記載した蓄電池保守記録書を船内に備え置かなければならない旨規定している。本会は、図面承認時に確認のため当該保守記録書の提出を要求するとともに、新造船の検査時において船上に保持すべき図面等の確認の際に当該保守記録書の確認を行っている。

この程、IACS において、蓄電池保守記録書の確認時期を明確化すべく検討を行った結果、当該保守記録書の確認を実情に沿った時期に実施できるよう、確認時期を図面承認時又は新造船の検査時のいずれかとする IACS 統一規則 E18(Rev.1)を 2014 年 12 月に採択した。

蓄電池保守記録書の確認時期については、新造船の検査時のみで十分であると考えることから、確認の重複を避けるべく、今般、IACS 統一規則 E18(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

蓄電池保守記録書について、図面承認時の提出すべき資料から削除した。